

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等																													
不動産登記等の相談																															
前橋地方法務局	登記相談サービス予約制のご案内																														
<p>(概要)</p> <p>前橋地方法務局では、お客様の待ち時間の解消を図り、より効率的な行政サービスを提供するため、群馬県内全ての登記所において登記相談の予約サービスを実施しています。</p> <p>ご相談を希望する登記所の窓口またはお電話にて、ご希望の日時をお知らせください。</p> <p>○相談時間は20分以内とさせていただきます。</p> <p>○窓口備付けの「登記相談票」に必要事項をご記入して、担当者の案内があるまでお待ちください。</p> <p>○相談では、登記申請書の書き方や必要とする書類についての説明をさせていただきます。登記申請書の審査は行いません。</p> <p>○相談の際は、現在の登記事項が確認できる書類をご持参願います。例：登記事項証明書又は登記事項要約書等</p> <p>○登記申請書は、ご自身で作成することになります。</p> <p>〔予約及びお問合せ先〕</p> <p>☆不動産登記の相談☆</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">前橋地方法務局</td> <td style="width: 40%;">027-221-4428</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>高崎支局</td> <td>027-322-6315</td> <td>(音声ガイダンス1番)</td> </tr> <tr> <td>桐生支局</td> <td>0277-44-3526</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊勢崎支局</td> <td>0270-25-0758</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太田支局</td> <td>0276-32-6100</td> <td>(音声ガイダンス2番)</td> </tr> <tr> <td>沼田支局</td> <td>0278-22-2518</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富岡支局</td> <td>0274-62-0404</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中之条支局</td> <td>0279-75-3037</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渋川出張所</td> <td>0279-22-0242</td> <td></td> </tr> </table> <p>☆会社・法人登記の相談☆</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">前橋地方法務局</td> <td style="width: 70%;">027-221-8106</td> </tr> </table> <p>(注) 不動産登記の相談にあたっては、283ページから285ページの地方法務局の所在地及び管轄区域をご確認の上、予約等をお願いします。</p>			前橋地方法務局	027-221-4428		高崎支局	027-322-6315	(音声ガイダンス1番)	桐生支局	0277-44-3526		伊勢崎支局	0270-25-0758		太田支局	0276-32-6100	(音声ガイダンス2番)	沼田支局	0278-22-2518		富岡支局	0274-62-0404		中之条支局	0279-75-3037		渋川出張所	0279-22-0242		前橋地方法務局	027-221-8106
前橋地方法務局	027-221-4428																														
高崎支局	027-322-6315	(音声ガイダンス1番)																													
桐生支局	0277-44-3526																														
伊勢崎支局	0270-25-0758																														
太田支局	0276-32-6100	(音声ガイダンス2番)																													
沼田支局	0278-22-2518																														
富岡支局	0274-62-0404																														
中之条支局	0279-75-3037																														
渋川出張所	0279-22-0242																														
前橋地方法務局	027-221-8106																														

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬土地家屋調査士会 境界問題相談センターぐんま	027-289-9866	〒379-2141 前橋市鶴光路町19-2
<p>(概要) 境界紛争が発生してしまったとき、境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力し、これまで培ったノウハウをいかして話し合いによる穏やかな解決を目指します。</p>		
<h3>建設工事の請負契約の相談</h3>		
国土交通省 建設業フォローアップ相談ダイヤル	0570-004976 (ナビダイヤル)	
<p>(相談概要) 元請・下請事業者問わず、現場で働く仲間の皆さんの建設関係の様ざまな相談を受け付けています。 特に、公共工事設計労務単価引上げや、「品確法改正」に関する質問、請負契約で法令違反と思われる事例など、現場の生の声や情報を寄せましょう。 相談時間 平日 10:00~12:00、13:30~17:00 (祝日、12/29~1/3を除く)</p>		
群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室	027-226-3520	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎21階 南側
<p>(相談概要) 建設工事の請負契約の当事者（発注者、元請業者、下請業者等）間のトラブル 建設工事の請負契約に係わるトラブルが起こったときに解決方法を知りたいといった場合には、相談員が相談に応じ、必要があれば建設工事紛争審査会や適切な相談窓口を御案内しています。 相談時間 平日 10:00~11:30、13:00~16:30 (水曜日午後は、13:00~15:30) (祝日、12/29~1/3を除く)</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 建設業適正取引 推進機構 建設業取引適正 化センター東京	03-3239-5095	〒102-0076 東京都千代田区 五番町12-3 五番町YSビル3階
<p>(相談概要)</p> <p>元請・下請間の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。</p> <p>受付時間 9:30~17:00 (土日、祝日、12/29~1/3を除く)</p> <p>※相談を受けた場合には、アドバイス、紹介紛争の解決や、以後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。</p> <p>建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関(厚生労働省・中小企業庁等)をご紹介します。</p> <p>あっせん、調停、仲裁等の紛争解決手続きは行うことはできませんが、あっせん、調停、仲裁等を希望する方には建設工事紛争審査会等の紛争処理機関をご紹介します。</p> <p>また、申請する際の手続き書類作成等のアドバイスを行います。</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
住まいの相談		
群馬県 住宅供給公社 すまいの相談セ ンター	027-210-6634	〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル1階
<p>(相談概要)</p> <p>新築・リフォーム等のアドバイス、契約のトラブル、資金や税金など、住まいに関するさまざまなご相談をお受けしています。</p> <p>○一般相談（電話相談・窓口相談） 住まいの相談センタースタッフによる電話や窓口での住まいに関する日常相談を行っています。窓口相談をご希望の方は、電話での事前予約をお願いいたします。</p> <p>受付時間 8:30~17:15（祝日（ただし土・日曜日にあたる場合は、営業いたします。）、年末年始を除く）。</p> <p>○無料住宅専門相談会 ※住宅に関する各種ご相談（法律・不動産・建築）に専門家がお答えします。相談を希望される方はホームページの日程表をご覧ください。</p> <p>なお、ご相談は、予約制になっておりますので、ぐんま住まいの相談センターへ電話でご連絡ください。 （相談時間は13:00~15:00）</p> <p>法律相談（群馬弁護士会）・・・・・・・・・・概ね毎月第1・2・3金曜日 不動産相談（群馬県宅地建物取引業協会）・・・・概ね年5回・第2土曜日 売買、賃貸など不動産取引についての相談 建築相談（群馬県建築士事務所協会）・・・・概ね毎月・第4土曜日 住宅建築の間取り等の相談</p>		
公益社団法人 日本建築家協会関 東甲信越支部 建築相談室	03-3408-8291 （支部代表） 03-3408-8294 （FAX）	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前2-3-18 JIA館4階

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(概要)</p> <p>日本建築家協会（The Japan Institute of Architects）は、建築の設計監理を行う建築家の団体として、1987年に結成されました。相談は無料で、全て予約制です。電話相談は行っておりません。相談時間は1回50分です。相談を申し込まれる方は、下記の注記事項をご了承の上お申し込み下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般の消費者を対象にしております。一般の方であっても営利を目的（貸家など）にしている住宅のオーナーや建築の業務に携わる方からの相談は受付できません。 2. 相談は無料で予約制です。 相談時間は1回50分で、口頭による対面相談です。2回まで相談を受ける事ができますが、弁護士が同席の相談は1回に限らせて頂きます。 3. 相談内容は建築基準法などの法規制、設計や施工に関する相談、技術的問題、工事費の問題などについてです。 4. 相談の上、さらに現地調査を希望される場合は有料となります。担当の建築家と契約をしてください。また、現地調査実施後の無料相談はお受けできませんので予めご了承ください。 5. 相談に必要なと思われる契約書や図面、見積書、写真、打ち合わせ記録、その他資料を御持参下さい。 6. 業務上の専門家（弁護士、設計・監理者等）及び専門業者（施工業者、不動産業者等）の同席は、ご遠慮願います。 <p>開催場所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JIA館（東京都渋谷区神宮前2-3-18） 毎週火曜日・金曜日13:00～16:00 ○ LIXILショールーム東京（東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー7階受付） 土曜日（不定期） 13:00～16:00 ○ AGC Studio（東京都中央区京橋2-5-18 京橋創生館） 土曜日（不定期） 13:00～16:00 		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬県建築士事務所協会	027-255-1333 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町 2-23-7
<p>(概要)</p> <p>場所及び時間</p> <p>第2土曜日 13:00~15:00 太田商工会議所 1階ロビー (住所：太田市浜町3-6)</p> <p>第4土曜日 13:00~15:00 ぐんま住まいの相談センター (住所：前橋市紅雲町1-17-12)</p> <p>※太田商工会議所の相談会のお問い合わせは、群馬県建築士事務所協会 太田支部 小林 (TEL0276-45-1008) (株)北村建築設計事務所内)まで</p>		
公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	0570-016-100 (ナビダイヤル) 03-3556-5147 (PHSほか)	〒102-0073 東京都千代田区 九段北4-1-7 九段センタービル3階
<p>(住みいるダイヤルー相談概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新築した住宅で雨漏りがしてきたのに、直してくれない 2. 住宅の不具合について、事業者との話し合いがまとまらない 3. リフォームをしたいけれど、いくらくらいかかるのかわからない 4. リフォーム工事を始めた後に、追加の工事費用が必要だといわれた 5. 住宅を新築する契約を結ぶとき、どんなことに気をつければいいのだろう <p>など、住宅に関するあらゆる相談にお答えします。 経験豊富な建築士が、直接電話で相談をお受けします。 相談員は、各種の研修会や勉強会などを通じて住宅相談に関する最新情報を常にキャッチし、技術的な相談から法律的な相談まで適切に対応できるように努めています。 なお、常駐弁護士を配置し、必要に応じて法律的な助言をうけられる体制を整えています。</p> <p>受付時間 平日 10:00~17:00 (祝休日、年末年始を除く)</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 マンション管理 センター本部	管理組合運営、管理 規約等のご相談 03-3222-1517 建物・設備の維持管 理のご相談 03-3222-1519	〒101-0003 東京都千代田区 一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 7階
(相談概要) ・ 日常の管理組合運営や建物・設備の維持管理等に関して困ったこと、分からないこと等について電話、面談、メール等によりご相談をお受けし、マンション標準管理規約やマンション管理に関する法令等を参考にして、公平・中立的な立場でアドバイスさせていただきます。 ・ 当センターは、た「マンション管理適正化法」に基づき、「マンション管理適正化推進センター」の指定を受けている唯一の団体として、常に公平・中立的な立場でご相談をお受けしております。 ・ なお、個別のトラブル等を解決するために、当事者間の仲裁に立つことや、特定の弁護士あるいは企業等を紹介すること等はいたしません。 受付時間 平日 9:30~17:00 (祝休日、年末年始を除く)		
住まいの相談 (不動産取引)		
関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 不動産業第一、二係 (宅建) 不動産業第三、四係 (マンション管理) 住宅宿泊管理業係 (民泊管理) 賃貸住宅管理業係 (賃貸管理)	048-601-3151 (代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心 合同庁舎2号館
宅地建物取引業免許 (大臣免許)、マンション管理業登録、住宅宿泊管理業登録、賃貸住宅管理業登録に関する各種申請等の相談窓口		
群馬県 県土整備部 住宅政策課 宅建業係	027-226-3525	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎22階 北側
宅地建物取引業免許 (知事免許) に関する相談窓口		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 不動産流通経営協 会	03-5733-2271	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門3-25-2 虎ノ門E Sビル5階
受付時間 平日 9:00~17:00 (祝祭日を除く)		
公益社団法人 全日本不動産協会 不動産相談セン ター	03-5338-0370	〒102-0094 東京都千代田区 紀尾井町3-30 全日会館3階
<p>(概要)</p> <p>全日不動産相談センターは、経験豊富な相談員が安心安全な不動産取引を目指して、電話による会員等からの不動産実務相談に応じます。</p> <p>受付時間</p> <p>月曜・木曜 10:00~12:00 13:00~16:00 火曜・水曜・金曜 13:00~16:00 (祝祭日・年末年始・お盆期間・GWを除く)</p> <p>1. 電話による不動産実務相談です。FAX・メール・面談による質問は受け付けません。</p> <p>2. 書類(契約書等)の作成及び全文点検は行いません。</p> <p>3. 弁護士・税理士・建築士等のあっ旋は行いません。</p> <p>4. 同一案件でのご相談は原則1回です。</p> <p>5. 裁判所の訴訟、調停その他の手続きが係争中の事案はお受けできません。</p> <p>6. 宅地建物取引業法64条の5第1項の規定により、保証協会が取り扱うことを相当とする苦情はお受けできません。</p> <p>7. 企業内の事件(雇用関係等)、営業上の相談はお受けできません。</p> <p>8. 長時間の相談には応じかねます。要点よく相談をお願いいたします。</p> <p>(注意事項)</p> <p>#相談・助言にあたり、はじめにご氏名・所属会社・連絡先をお伺いします。これは相談後に連絡を取る必要が生じた場合など回答の正確性を期すためです。</p> <p>##回答は担当者の私見を参考意見として述べるものです。回答に従うか否かは、相談者の責任においてお決めください。協会及び担当者は、その結果に責任を負いかねます。</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益社団法人 全日本不動産協 会群馬県本部	027-255-6280 (代表)	〒371-0843 前橋市新前橋町 19-2 全日群馬会館
<p>(概要)</p> <p>不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。</p> <p>受付時間 毎月第2・4水曜日 13:30~15:00 (祝日、年末年始、夏季休業期間などを除く)</p>		
一般社団法人 群馬県宅地建物 取引業協会	027-243-3388 (代表)	〒379-2154 前橋市天川大島町 1-4-37 群馬県不動産会館
<p>(概要)</p> <p>不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。</p> <p>受付時間 火曜日及び木曜日 10:00~12:00、13:00~17:00 (祝日、年末年始、お盆期間、ゴールデンウィークは休みとなります。また、協会行事等で休みになることもあります。)</p> <p>※関係書類持参の上、直接来訪ください(電話にて、予約をいただいた方優先となります。) 電話による相談も可能です。</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 不動産流通推進 センター	03-5843-2081	〒100-0014 東京都千代田区 永田町1-11-30 サウスヒル永田町 8階
<p>(相談概要)</p> <p>不動産取引に関するご相談を電話にて無料で受け付けています（消費者、不動産業者等のご相談に応じます。）。</p> <p>受付時間 平日 9:30～16:00（祝休日、年末年始を除く）</p>		